

⇨ 会社法に伴う会社組織の変更

Q : 当社は有限会社ですが、会社法が施行されたら株式会社にしないといけないとか。本当ですか？

A : 有限会社のまま存続することができます。

【解説】

新会社法では、現行の株式会社と有限会社とを株式会社という一つの会社類型として規律することとなっており、法律の施行と同時に有限会社制度は廃止されることになっています。

ですから、新会社法施行後は有限会社は設立することができなくなりますが、現存する有限会社は、特例有限会社という会社法の規定により株式会社とみなして存続することになります。

つまり、既存の有限会社は、ほぼ現行の有限会社類型のまま、存続できるわけです。

また、株式会社に移行したいという場合には、定款を変更して、解散・設立の登記を行えば、株式会社に移行することができることになっています。

なお、新会社法では、最低資本金制度が撤廃されますので、有限会社から株式会社にする場合でも、資本金の増資を考慮する必要はなく、また、新たに会社を設立する場合も1円の資本金で設立が可能になります。

ただし、有限会社から株式会社に移行した場合には、取締役や監査役の任期や決算公告義務がないという有限会社特有のメリットがなくなりますのでご注意ください。

